

藤沢市火災予防条例の一部改正について
藤沢市火災予防条例の一部を次のように改める。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市火災予防条例の一部を改正する条例

藤沢市火災予防条例（昭和48年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第31条の5第1号中「又は前条第1項」を削り、「作動時間が60秒以内」を「種別が一種」に改め、同条第2号から第5号までの規定中「又は前条第1項」を削り、同条第6号中「又は前条第1項」を削り、同条中同号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第31条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、工業標準化法の一部が改正され、並びに住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。